

回 覧

不審者に気を付けましょう

最近、役場職員をよそおい、不審者が町内家庭を訪問する事例がありました。

見知らぬ訪問者を安易に自宅に入れないように注意するとともに、不審者を見かけた際は、すぐに110番通報もしくは警察署に通報してください。

【不審者事例】 去る2月9日昼頃、千代田町大字舞木地内の住宅に、役場職員を名乗る男が訪れ、「介護保険証の認定期間を見せて下さい。」等と言って、家の中に入り込む事案がありました。

男の特徴は、年齢40歳くらい、身長180センチくらい、中肉、黒色短髪、上衣黒色ジャンパー、下衣紺色ズボン。（大泉警察署提供）



犯罪の被害に遭わないためのポイント！

◎不審者・不審車両対策

役場やその他機関職員等が訪問したら、身分証を確認しましょう。

犯人は、下見をしています。不自然に周囲の様子をうかがっている者や見慣れない車に注意し、怪しいと思った場合は、人物の特徴や車のナンバー等をメモして、警察に通報しましょう。

◎空き巣対策

少しの時間でも家を留守にする場合は、施錠を確認して未施錠のまま外出しないようにしましょう。